

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………
- 公衆浴場入浴料金の指定……………
- ……………(生活文化局消費生活部生活安全課)……………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)……………
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(主税局課税部課税指導課)……………

告示

●東京都告示第四百七十二号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和元年九月十九日

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二九五	雑誌	H&C Comics i hr HertZ Series 27	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二九六	雑誌	SPコミックス 彼女と僕のいえない秘密 五〇四五八〇三 株式会社リイド社	同右
四一四二一三四	雑誌	株式会社大洋図書 ream donut	同右

東京都告示第四百七十三号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十三年厚生省令第三十八号)第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金を次のように指定し、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成二十六年東京都告示第九百二十五号(公衆浴場入浴料金の指定)は、令和元年九月三十日限り廃止する。

令和元年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 公衆浴場入浴料金

- (一) 十二歳以上の者一人についての入浴料金 四百七十円
- (二) 六歳以上十二歳未満の者一人についての入浴料金 百八十円

(三) 六歳未満の者一人についての入浴料金 八十円

二 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十四号)第二条第二項に規定するその他の公衆浴場(公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第二条第三項の規定に基づき特別区又は保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。)の入浴料金については、一の規定は適用しない。

東京都告示第四百七十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和元年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 (一) 路線名 都道下柚木八王子線
- (二) 指定する区間 八王子市打越町六百三十一番七地先から同所千九百九十五番十六地先まで
- (三) 指定の概要 別図表示①のとおり
- 二 (一) 路線名 都道上館日野線
- (二) 指定する区間 八王子市打越町二千十一番二地先から同所二千十五番一地先まで
- (三) 指定の概要 別図表示②のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

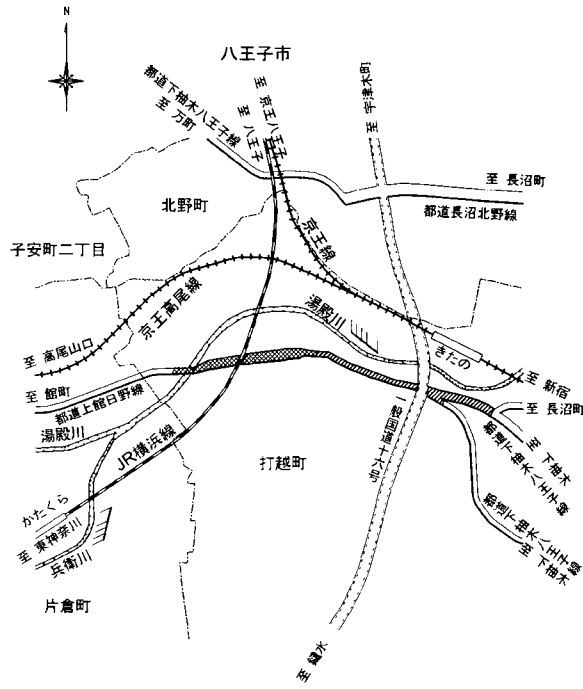
都道下柚木八王子線
都道上館日野線
八王子市打越町地内

一般国道
都道
市道

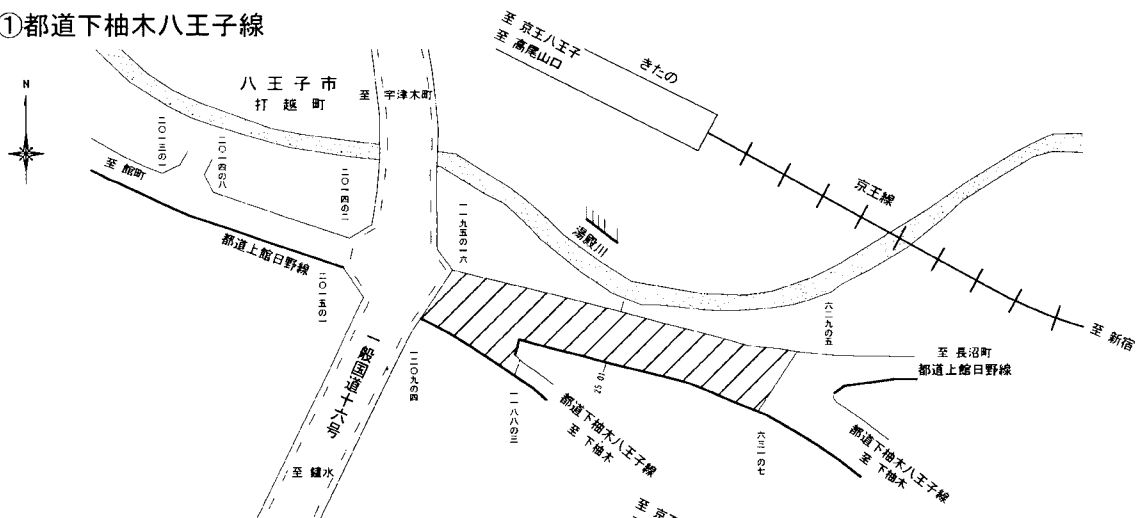
指定区間
既指定区間

①都道下柚木八王子線 延長 一九〇・九八メートル
(電線共同溝予定名称 下柚木八王子・二号)

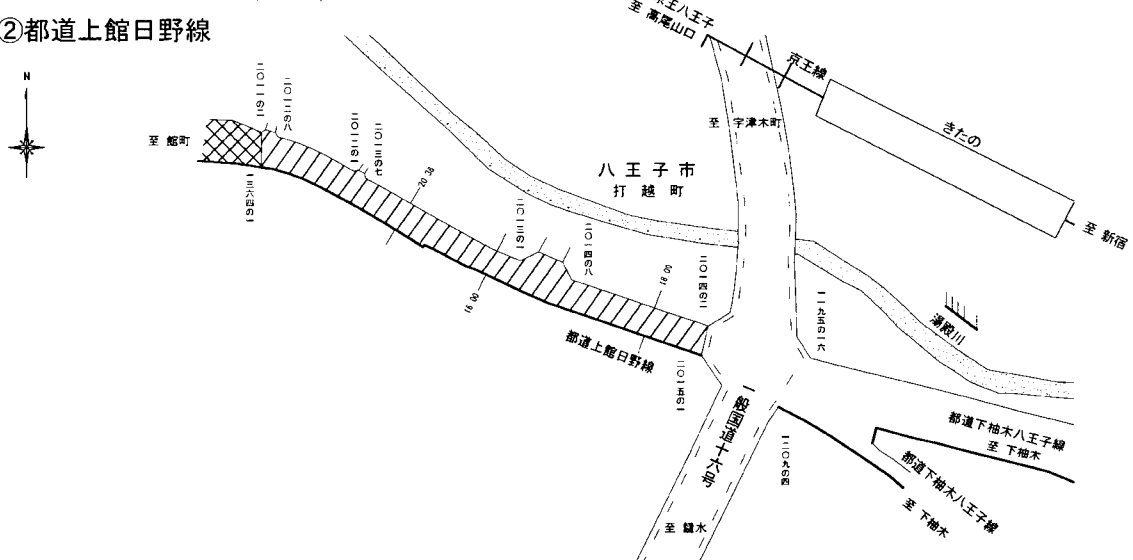
②都道上館日野線 延長 二九八・〇〇メートル
(電線共同溝予定名称 上館日野・八号)



①都道下柚木八王子線



②都道上館日野線



●東京都告示第四百七十五号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）
第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及
び面積を次のとおり変更する。

令和元年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立東伏見公園 別図のとおり 令和元年九月二十日

別図

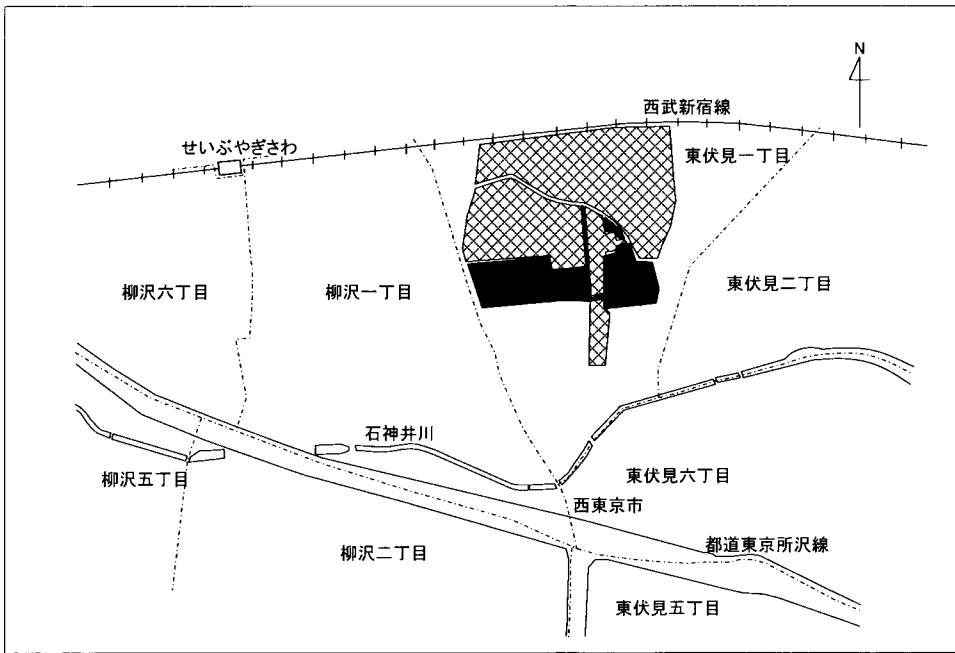
東京都立東伏見公園 区域変更略図

変更箇所 西東京市東伏見一丁目

変更前の区域 面積 三八、六八八・九八 平方メートル

追加区域 面積 一一、五五四・六四 平方メートル

変更後の面積 五〇、二四三・六二 平方メートル



公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和元年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地
株式会社 皆川 正博 墨田区東駒形四丁 令和元年七月
皆川商店 目十一番四号 三十一日

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

